

商標とドメイン名の紛争が頻発 不正目的取得ではない場合の手当ても必要

インターネットと商標を取り巻く環境にも変革が見られる。その最も顕著な傾向は、一定の周知性を獲得している（と目される）他人の商標と抵触するドメイン名の使用を差し止め、あるいはこれを正当権利者へ返還（移転）するよう命じる法的判断がなされるようになったことである。富山地裁におけるjaccs.co.jp事件、工業所有権仲裁センターでのgoo.co.jp事件、itoyokado.co.jp事件、sonybank.co.jp事件、およびicom.ne.jp事件などの一連の紛争がこれに該当する。

各事件の結論だけに注目すると、「周知商標と抵触する一切のドメイン名は登録を維持できない」という原則が確立されたかのような印象を受けるが、事案はおおの複雑な事情を抱えており、ここで示された判断を一般化することには慎重でなければならない。ドメイン名取得を法的判断の名の下に制限することは、結論の是非はともかく、インターネットが可能にした自由かつ迅速な情報流通の仕組みを後退させるおそれがあるからである。

ドメイン名と「商品等表示」

jaccs事件第一審判決が、ドメイン名を用いたサイト運営を「商品等表示の使用」と認定した意義は大きい。ドメイン名と、商標その他の商品等表示との抵触問題は、不正競争防止法の射程範囲であることが明らかとなったからである（判決は、ドメイン名の文字列が有する意味と当該サイトの表示内容との総合判断で、出所識別標識であるかどうかを決するとした）。

情報やサービスの提供サイトがドメイン名によって特定される以上、ドメイン名は当該サイトを表示するための標識と同視できるので、これを不正競

争防止法上の「商品等表示」と解することにそれほど違和感はない。しかし、出所表示機能を共通にするとはいえ、ドメイン名の「排他性」は純粹に技術的な事情によって裏付けられているにすぎず、そもそも「混同防止」といった法的価値判断を経た上で観念される排他権とは異質なものである。

ドメイン名の役割は、やはりサーバーの「住所表示」に原点があるのであって、排他性の根拠を競争秩序維持の目的に求めることはできない。その結果、ドメイン名相互の関係には類似概念を持ち込まず、迅速な情報流通基盤の構築を容易にしているのである。

この点をおろそかにした議論をすると、ドメイン名システムが商標法や不正競争防止法的な観点のみで処理されるおそれがあり、妥当性を欠く。ドメイン名と商標の問題は、まさに両者の価値観の衝突により生み出されているのであり、一方が常に優位に立つわけではない。

ドメイン名取得行為の類型

とはいえ、ドメイン名の登録・使用が他人の財産の侵奪・毀損を前提としたものであってはならない。そこで前記の各事例を通じて、どのようなタイプのドメイン名取得行為・使用行為が禁止されるのかを見てみると、おおむね以下のことがうかがえる。第一に、当初から金銭取得の目的で他人の周知商標その他の周知・著名な商品等表示をドメイン名として登録・使用する場合（jaccs.co.jp事件）。第二に、当初善意で登録したドメイン名が、その後周知化した他人の表示と一致するのを奇貨とし、社会的に相当といえる程度を越えた手法を用いて当該ドメイン名を使用する場合（goo.co.jp事件）である。なお、sonybank.co.jp事件では、3rdレベルド

メインに初めて「要部」の概念を用いることによって、登録ドメイン名と周知商標との類似性（紛争処理方針第4条a(i))が肯定されるに至った。

ドメイン名の移転・取り消しのためには、ドメイン名が「不正の目的で登録又は使用されていること」の立証を必要とするが（紛争処理方針第4条a(ii))、上記の類型はいずれも「不正目的」の実質的内容を言い表したものであるということになる。なお、周知商標保有者に対する妨害意図がないとしても、当該周知商標を構成する言語上の特徴・周知の程度（著名性）により不正目的を認定される場合もある（itoyokado.co.jp事件）。

善意によるドメイン名取得

真の善意者によるドメイン名取得には、法律の規制が常に及ぶわけではないという手当てをしておく必要があるとするなら、登録者の主観の事情を考慮するしかない。よって、不正競争の定義規定に行為者の主観を明示していない法律でドメイン名問題を処理しようとする、合理性を欠く場面も生じ得る。jaccs事件では、ドメイン名登録が「他人の営業表示の価値の毀損」であるとされたが、ドメイン名登録だけで直ちに周知商標の財産的価値が減じられるとは言い難い。また、表示されるホームページの内容によって、これが周知商標保有者の管理・運用にかかわるものでないことを直感できる場合には、混同惹起行為（不競争法第2条第1項第1号）の類型として処理するのも困難である（jaccs事件では同第2号を適用）。その意味で、前記「金銭取得目的のドメイン名登録」「不適當手段によるドメイン名使用」を端的に不正競争と位置付けるには、立法的解決を図るべきであろう。

（香原修也 弁理士）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp